

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

一 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子について、地方公務員法第四条第一項に規定する職員（以下「職員」という。）が特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者を含むものとする。こと。（第二条関係）

第二 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正

一 職員は、要介護家族の介護をするため、任命権者又はその委任を受けた者が、当該職員の申出に基づき、要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間、休業をすることができることとする。こと。（第六十一条第六項関係）

二 職員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するものは、負傷し、又は疾病にかつた当該子の世話をを行う等のため、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けて、厚生労働省令で定める一日未満の単位で休暇を取得することができることとする。 (第六十一条第十一項関係)

三 職員は、要介護家族の介護その他の世話をを行うため、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けて、厚生労働省令で定める一日未満の単位で休暇を取得することができることとする。 (第六十一条第十六項関係)

四 任命権者又はその委任を受けた者は、職員が要介護家族を介護するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければならないこととする。 (第六十一条第二十項関係)

五 職員は、任命権者又はその委任を受けた者の承認を受けて、要介護家族の介護をするため、要介護家族の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことができることとする。 (第六十一条第三十二項関係)

六 任命権者又はその委任を受けた者は、職場において行われる職員に対する育児休業、要介護家族の介

護をするための休業その他の子の養育又は家族の介護に関する厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう、当該職員からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととすること。

(第六十一条第三十四項関係)

第三 その他

- 一 この法律は、平成二十九年一月一日から施行すること。
- 二 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。